洲本市
Sumoto City

返礼品事業者の要件（以下の要件を全て満たす必要があります。）

（１）本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等の生産拠点又は役務（サービス）の提供場所が本市内にあること。

（２）洲本市税に滞納がないこと。

（３）洲本市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者に該当しないこと。

（４）個人情報を適正に取り扱うことができること。

（５）返礼品の受注管理等のため、インターネット及び電子メールを使用できる環境を有していること。また、提出書類様式（エクセル形式）への入力が可能であること。

（６）中間事業者と直接「ふるさと納税返礼品取引契約」を締結し、その契約内容を確実に履行できること。

（７）中間事業者が指定する、ふるさと納税管理システム及び配送事業者を利用した受注管理等が可能であること。

（８）食品を提供する場合は、食品表示法に違反（特に事実と異なる産地名の表示。）することなく、適正な食品返礼品を確実に提供できる体制を整備していること。

（９）返礼品に関する寄附者からの問合せ、クレーム（配送に関するトラブルを含む。）、損害賠償請求等が生じた場合は、真摯に対応し解決に努め、その対応について中間事業者へ速やかに報告できること。なお、提供する返礼品及び運営体制に改善すべき点がある場合は、適切な再発防止策を講じるものであること。

（10）ふるさと納税制度の適正な運用のため、本市及び中間事業者の指示、実地調査等に適切に対応できること。